

# 「疋田庄屋文書(一)」

## 府坂村庄屋役の交代について

### 庄屋役の請書

今回は、庄屋の交代を示す「差上申一札之事」について披露したい。同文のものが二通あり、一つは寛政七年(一七九五)に平兵衛(名字不詳)から疋田藤左衛門に交代した時のもので、理由は「平兵衛老齡の為」となっており、藤左衛門三十九才の時である。

一つは文化十年(一八一三)に御手洗利吉から疋田伝十郎に交代した時のもので、理由は「利吉病死の為」となっている。伝十郎十七才の時で「未だ若年の儀、御座候らえども格別の思召しをもって」庄屋役を継承したのである。

利吉は、竹角の御手洗三男さんの先祖で、村の皆合を勤めていたと伝え、墓と位牌が残っている。おそらく、疋田藤左衛門が老齡となり伝十郎が若過ぎたので、その間、庄屋役を代行していたものであろう。利吉が死んだ時、藤左衛門は五十七才で、二年後の「宗門改帳」の中に生存が確認できる。

以下、原文の一部を掲げ、解説文は全て読下し文に直して掲載している。当時の農村の姿、農家の暮らしを知ることが目的としたい。

### 疋田古文書の概要

疋田家母屋から十二枚のふすまを貰い受け、現在十枚を解体して、数百枚の古文書を取り出し、裏打ちの終わったものから順次、染矢勘蔵さんに解説をお願いしている。

最も古いのは明和元年(一七六四)の「御伊勢様人数組合覚帳」であるが、主として疋田藤左衛門が庄屋職に就いた寛政七年(一七九五)から、幕末までの七十年余にわたる文書が含まれている。

内訳は、年貢皆済目録・割賦連判帳・割賦取立帳・宗門御改帳・牛馬毛付書上帳・証書類・手紙・請求書等で、完全なもの、断片しかないもの、内容がバラバラになって整理のできないもの等がある。



一札事

海部郡府坂村庄屋平兵衛儀、歳まかり寄り、お役儀、相勤め難く御座候うに付き、退役お願ひ申上げ、後役の儀は村中一統にて相談の上、連印の願書をもつて、私へ後庄屋役を願ひ奉り候うところ、右、願ひの通り仰せ付けなされ、有難くしあわせに存じ奉り候。

一 御公儀より仰せ出され候う御法度、御仕置筋の儀、並びに御役所より仰せ渡され候う趣、堅く相守り申すべき旨。畏み奉り候。

一 御免状お渡しなされ候わば、早速、村中大小百姓立会い拜見して、御割符の通り高下なく割合つかまつり、もつとも、無筆・無算の者には、持高年々のつもりをもつて、地並・他人の割合など承合を為し、いささかも疑い申さぬよう巨細に申し聞かせ、米銀並びに諸出銀など取り立て申すべく候。勿論お役儀

一札差上げ申すの事(一)

一、海部郡・府坂村の庄屋平兵衛儀、歳まかり寄り、お役儀、相勤め難く御座候うに付き、退役お願ひ申上げ、後役の儀は村中一統にて相談の上、連印の願書をもつて、私へ後庄屋役を願ひ奉り候うところ、右、願ひの通り仰せ付けなされ、有難くしあわせに存じ奉り候。

一、御公儀より仰せ出され候う御法度、御仕置筋の儀、並びに御役所より仰せ渡され候う趣、堅く相守り申すべき旨。畏み奉り候。

一、御免状お渡しなされ候わば、早速、村中大小百姓立会い拜見して、御割符の通り高下なく割合つかまつり、もつとも、無筆・無算の者には、持高年々のつもりをもつて、地並・他人の割合など承合を為し、いささかも疑い申さぬよう巨細に申し聞かせ、米銀並びに諸出銀など取り立て申すべく候。勿論お役儀

一 御奉行に浪取の事、御奉行入念に正路つかまつり、村方失脚かけぬよう兼ねて心掛け、勿論、謂われなき諸出銀を割掛つかまつらず、百姓疑いこれなきよう、右割合の儀、組頭ども立会の上、算用つかまつるべき旨。仰せ渡され、これまた畏み奉り候。

一 村方より差出し候御用の諸書物など、仰せ付けられ候う次第、御日限の通り相認め差出し候うよう、仰せ渡され、畏み奉り候。

一 御役所より仰せ触れられ候儀は申すに及ばず、すべて御用向き仰せ渡され候儀、末々百姓共まで、その村々、速々巨細に申し聞かせ、そのほか御用状・御廻状・継人馬継など、兼々仰せ付け置かれ候う通り、間違ひなく大切に相勤め申すべき旨。仰せ渡され、畏み奉り候。



徒范強訴



五五此に海も和後には限らばず  
 多々候中は母又村中百姓に非ならずは  
 公道と申す可はず若し非儀有之は此  
 在らずとも之は後より如降違はるる  
 至親と云はば遺恨と云ふ名を以て依り掛り  
 取略候し上御は是等々依り候るを又親に  
 者なりとも之を取沙用物せよと云ふは  
 目録有はらぬと云はば依り候る可はず

一、御法度・御仕置筋の儀、堅く相守り、末々小百姓・水呑み態の者まで行き届き候うよう、取計い申すべき旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

一、村中惣百姓ども随分和談つかまつり、何事に限らず申し合ひ、相違なきよう仕るべく、かつまた村中百姓に対し非道の仕方つかまつらず、正道の取計い仕るべく候。もし非儀これあり候わば、百姓共より申し出るべき旨。仰せ渡され候う間、心得違い仕りまじく旨。もつとも、私の意趣意恨をもつて、筋なきの儀など申し掛け候わば御吟味の上、御仕置仰せ付けらるべき旨。なおまた、親類縁者たりといふとも御用筋に於いては少しも用なく、依怙を捨てマイナイ仕りまじき旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

一、御用に付き他出つかまつり候う節は、組頭ども申し合わせ置き、御用向き間違ひこれなきよう仕るべく、もし、よんどころなき事にて他国へ罷り越し候うみぎりは、その段お役所へ願ひ奉り、御下知次第つかまつり候。勿論、御役所より御呼び出しの節、病氣



博奕、富突、酒肴



一、  
 役業・漁業・商工・職・庶民・士族・僧侶・武士・士族・士族  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、

一、  
 村中し者他領へも、然れ御料之が、小若急候へ  
 候へば、余村・余村・余村・余村・余村・余村・余村・余村・余村・余村・  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、

一、  
 村中し者、性愛より南家へも、公儀、酒肴、酒肴、酒肴、酒肴、酒肴、  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、  
 以上は各等分り候へども、各等分り候へども、各等分り候へども、

き旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

一、徒党強訴は御停止の儀、末々まで存じ居り候う通り  
 のことに候う間、いよいよ相守り候うよう申すべき  
 旨。仰せ渡され、畏み奉り候。

一、村中の者、他領へ罷り越し、御料をかさに着、不埒  
 の儀つきまつらぬよう、平日申し合ひ、相慎み申す  
 べき旨。かつまた、私領の山野へ入合い来り、証拠  
 などこれある場所は格別、新規の場所において、謂  
 れなく立株など刈取り、古来より入会い来るの様に  
 掠め申し、無実の口事争論に及び候う儀、これなき  
 よう、精々末々まで申し付けるべき旨。仰せ渡され、  
 畏み奉り候。

一、村中の者、博奕富突などに心懸かり、酒肴取り調べ  
 米銀費やし儉約用いず、農業仕らぬ者もこれあり候  
 わば、隠れなく申し出るべき旨。すべて右態の諸勝  
 負仕らぬよう、常々申し聞かせ、五人組限り吟味つ  
 かまつり候うよう、仰せ渡され、畏み奉り候。

右庄屋御願、由世屋庄屋役、有仰せ付けられ候うに付き、きつと仰せ渡され、逐一承知、畏み奉り候。然る上は、御役儀大切に、諸事御用向き念を入れ、村方取計いの儀、いささかの儀たりと云えども相談の上、粗略の筋これなきよう相勤め申すべく候。よつて御請、一札差上げ申し候。以上

寛政七年卯九月 海部郡府坂村庄屋 藤左衛門

佐伯 御役所

右庄屋役御願、由世屋庄屋役、有仰せ付けられ候うに付き、きつと仰せ渡され、逐一承知、畏み奉り候。然る上は、御役儀大切に、諸事御用向き念を入れ、村方取計いの儀、いささかの儀たりと云えども相談の上、粗略の筋これなきよう相勤め申すべく候。よつて御請、一札差上げ申し候。以上

御願 寛政七年卯九月  
御役所 藤左衛門

右箇条の趣、このたび庄屋役、仰せ付けられ候うに付き、きつと仰せ渡され、逐一承知、畏み奉り候。然る上は、御役儀大切に、諸事御用向き念を入れ、村方取計いの儀、いささかの儀たりと云えども相談の上、粗略の筋これなきよう相勤め申すべく候。よつて御請、一札差上げ申し候。以上

寛政七年卯九月 海部郡府坂村庄屋 藤左衛門

佐伯

御役所

右庄屋役、御願い申し上げ候う通り願濟、仰せ付けられ、惣百姓ども一統、有難く仕合わせに存じ奉り候。段々仰せ渡され候う趣、私ども一同まかり出、承知、畏み奉り候。なおまた私ども差添えて、御用向き、その外、村方取締まりなどの儀、手抜きなく申し合い大切に相勤むべき旨。仰せ渡され、並びに惣百姓共にも仰せ渡されるの趣、くわしく申し聞か

# 庄屋役交代の手続き

(請書より推定)

◎現庄屋老齢または死亡

村中一統相談

願書

死亡通知または退役願  
並びに新庄屋役の申請

目鑑

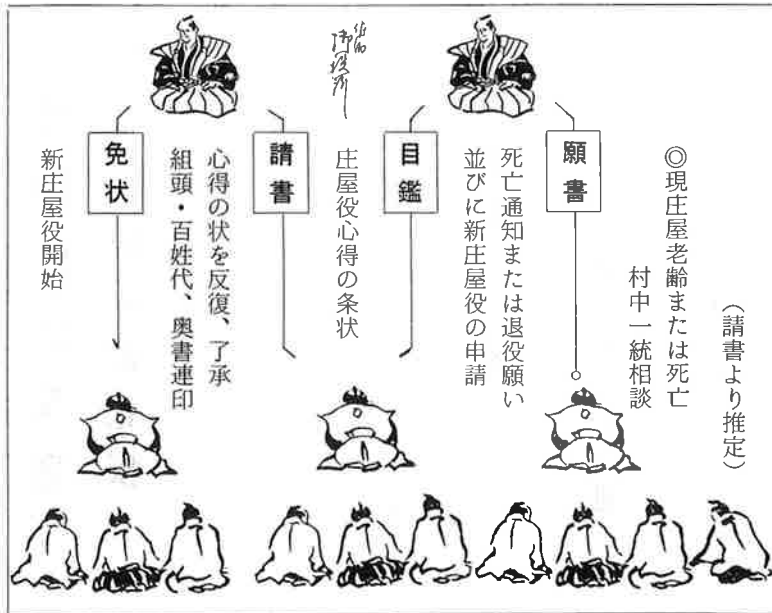
庄屋役心得の条状

請書

心得の状を反復、了承  
組頭・百姓代、奥書連印

免状

新庄屋役開始



せるべき旨。畏み奉り候。よって奥書連印つかまつり、差上げ奉り候。以上

組頭 宇左衛門  
同 久左衛門  
百姓代助 左衛門  
同 惣右衛門

## 一札差上げ申すの事(二)

一、海部郡・府坂村庄屋利吉儀、先達って病死つかまつり候うに付き、後役の儀、村中一統相談の上、連印願書をもって、御目鑑にて仰せ付けられ下され候うよう、願い上げ候うところ、未だ若年の儀に御座候らえども、格別の思召しをもって、私へ後庄屋役、仰せ付けなされ畏み奉り、有難く仕合わせに存じ奉り候。

以下同文